

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の
延長等を受けた対応について（依頼）

昨日開催された第54回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県に変更されるとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日持ち回りにて開催された第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴都道府県におかれては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の更なる徹底等感染拡大防止に係る取り組みについて協力依頼等行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、旅行業協会あてに事務連絡を発出しておりますので、ご案内いたします。

（別添）

- ・国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡及び第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示
- ・旅行業協会あて事務連絡

（参考URL）（新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）資料）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030202.pdf